

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

2025年(令和7年)9月1日

福 山 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定及び変更認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				神辺町下竹田地区	無	R5 ~ R9	神辺町下竹田 上池局部水利組合
○				熊野町光林寺地区	無	R7 ~ R11	光林寺池水利組合
○				熊野町菅田地区	無	R4 ~ R8	菅田大池水利組合
○				熊野町池之内地区	無	R4 ~ R8	池之内集落
	○			熊野町池之内地区	無	R7 ~ R11	池之内集落
○				熊野町鴨尾地区	無	R3 ~ R7	鴨尾集落
	○			熊野町鴨尾地区	無	R7 ~ R11	鴨尾集落
○	○			本郷町立神地区	無	R7 ~ R11	立神集落
○	○			熊野町延谷地区	無	R7 ~ R11	延谷池水利組合
○	○			熊野町寺迫地区	無	R7 ~ R11	寺迫集落
○	○			熊野町高下地区	無	R7 ~ R11	高下集落
	○			金江町藁江地区	無	R7 ~ R11	山庄柿組合
		○		神辺町、駅家町	無	R7 ~ R11	びんご自然栽培研究会
		○		瀬戸町、加茂町、芦田町	無	R7 ~ R11	瀬戸内 自然農田
		○		熊野町、赤坂町	無	R3 ~ R7	福山会
		○		藤江町、金江町、 瀬戸町、神村町、沼隈町	無	R4 ~ R8	はなや 自然農園
		○		芦田町	無	R7 ~ R11	合同会社 広島エコロジー